

報告第9号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月25日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月28日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

北本市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。